

# サステナビリティ・リンク・ボンド原則

## 自主的ガイドライン

2023年6月

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会(ICMA)が発行するサステナビリティ・リンク・ボンド原則は、ICMAがウェブサイト上で公開している[英語版](#)が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

### はじめに

サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）は、環境・社会・ガバナンス（ESG）面でのサステナビリティに貢献する発行体に係る資金調達と支援において、債券市場が担い得る重要な役割をさらに発展させることを目指している。このような役割を果たし、市場が繁栄するためには、誠実性（integrity）が最も重要な要素となる。サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）は、債券の構造的特性の考慮、情報開示、レポーティングを推奨するガイドラインを提供している。SLBPは市場参加者に活用されることを意図しており、また、それらの金融商品への資本配分を増やす上で、必要な情報提供を促進するよう設計されている。SLBPは、あらゆる種類の発行体及び金融資本市場商品に適用することが可能である。

SLBPに適合した債券発行は、透明性のあるサステナビリティに関する資質を有する投資機会を提供すべきである。SLBは、重要業績評価指標（以下「KPIs」という。）及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPTs」という。）を通じて、マテリアル及び定量的であり、事前に設定され、野心的で、定期的にモニタリングされ、外部の検証を受けた発行体のサステナビリティ（ESG）目標の達成に動機付けを与えるものである。

SLBPは、[グリーンボンド原則](#)（GBP）及び[ソーシャルボンド原則](#)（SBP）（両原則と総称する）の[メンバー及びオブザーバー](#)、ならびに幅広いステークホルダーコミュニティの貢献に基づく、協力的及び建設的な性質を持つものである。両原則は[執行委員会](#)によって調整が諮られている。SLBPは、グローバルなSLB市場の発展と成長を反映するために適宜改訂していく。

## 2023年版SLBP

2023年版のSLBPは、事務局のサポートを受けた執行委員会により組織されたワーキンググループからのインプットによる恩恵を受けている。

2023年版のSLBPでは、ソブリン<sup>1</sup>を含む全ての種類の発行体に対応できるよう、SLBPの5つの核となる要素にいくつかの修正を加えている。

## サステナビリティ・リンク・ボンドの定義

サステナビリティ・リンク・ボンド（以下「SLB」という。）は、発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的及び／又は構造的特性が変化する可能性のある債券の総称である。発行体は、事前に設定した時間軸の中で、自らのサステナビリティ成果にかかる将来的な改善について、明示的に（債券の開示資料等において）表明する。SLBは、将来の発行体のサステナビリティ目標に対するパフォーマンスに連動する債券である。

これらの目標は、（i）事前に選定したKPIsを通じて測定され、（ii）事前に設定したSPTsに照らして評価される。

SLBの調達資金は一般的な目的に使用されることが想定されているため、資金使途が債券を分類する上での決定要因にはならない。このことにかかわらず、場合によっては、発行体がGBP/SBPのアプローチとSLBPアプローチを組み合わせることを選択することもある。従って、SLBをサステナビリティボンド（すなわち、「サステナビリティボンドガイドライン」で定義されている資金使途特定型の債券）と混同しないよう注意する必要がある。

## サステナビリティ・リンク・ボンド原則

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）とは、金融商品が発行体の将来のESG成果を組み込むためのベスト・プラクティスを示すとともに、SLBの発行方法を明確化することでSLB市場の発展における誠実性を促進するための自主的なガイドラインである。

SLBPは市場で広く活用されることを目的としており、信頼性の高い野心的なSLBの発行に関わる主要な要素について、発行体にガイダンスを提供する。またサステナビリティ戦略における発行体の説明責任と、SLB投資を評価するために必要な情報の入手可能性を推進することによって、投資家を支援する。また、信頼性のある取引を促進するために、期待されるストラクチャリングと開示要件を満たすように、市場を誘導することによって、引受金融機関を支援する。

---

<sup>1</sup> 本文書においては、「ソブリン発行体」には準ソブリン発行体も含まれる。

SLBPは発行体に対して明確なプロセスと透明性のあるコミットメントを推奨しており、それらは投資家、銀行、引受金融機関、プレースメント・エージェントなどが、特定のSLBの財務的及び/又は構造的特性を理解するために活用し得るものである。SLBPは、発行体がステークホルダーに開示しレポーティングする情報について、推奨及び必要とされる透明性、正確性、及び誠実性を強調している。

SLBPには核となる5つの要素で構成される。

1. KPIsの選定
2. SPTsの測定
3. 債券の特性
4. レポーティング
5. 検証

SLBPは、発行体に対し、KPI(s)の選定の根拠（すなわち、事業との関連性やマテリアリティ）、設定したSPTsの背景（すなわち、野心度、全体的な戦略計画又は持続可能な開発政策との整合性、及び採用するベンチマークアプローチ）、債券の財務的及び/又は構造的特性について生じうる変化及びそのような変化を引き起こすトリガー事象、企図している発行後のレポーティング及び独立した検証、並びに発行体のSLBPとの全体的な適合性の説明について公表することを推奨する。

明確化のために、推奨又は必須となる発行前及び発行後の情報開示項目のチェックリスト（網羅的ではない）を付録Ⅱに示す。

## 1 KPIsの選定

SLB市場の信頼性は、1つ又は複数のKPI(s)の選定に懸かっている。信頼性の低いKPIs選択の普及を避けることは、サステナビリティ・リンク・ボンドの成功にとって重要である。発行体のサステナビリティ目標に対するパフォーマンスは、外部又は内部のサステナビリティ関連のKPIsを使用して測定されるものである。

まず、KPIsは企業発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルであるべきであり、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及び/又はガバナンスの課題に対応し、また経営陣のもとで管理されるべきである。ソブリン発行体の場合には、KPIsは、発行体の主要なサステナビリティ政策にとってマテリアルであるべきで、かつ、関連する環境、社会、及び/又はガバナンスの目的に対応するべきである。

KPIsは以下であるべきである：

- 企業発行体のビジネス全体（又はソブリン発行体の場合には経済、社会、及びガバナンス政策）

に関連性があり、中核的でマテリアルであり、かつ、発行体の現在及び／又は将来的な事業（ソブリン発行体の場合には持続可能な開発政策）において戦略的に大きな意義のあるもの；

- 発行体全体のサステナビリティ戦略又は方針と整合的であり、かつ、その発行体にとって最もマテリアルな戦略的側面を反映しているもの。例えば、KPIは戦略／方針の開示に含まれるかそれをサポートするものであり、特にCO2排出削減が困難なセクター（hard-to-abate sector）については移行計画によってサポートされるものである；
- 一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの；
- 外部からの検証が可能なもの；並びに、
- ベンチマーク化が可能であるもの、すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り外部参照情報又は定義を活用するもの。

投資家が、選定されたKPI（s）の過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体は可能な場合には、過去の年次報告書やサステナビリティ・レポート、あるいはその他の非財務情報に関する報告書等の過去の報告書、若しくは、国が決定する貢献（NDC）、国別排出量インベントリ／進捗状況、持続可能な開発目標（SDG）報告書、国別適応計画、生物多様性国家戦略等にかかる不定期又は非年次の報告書に含まれているKPIsを選定することが奨励される。過去に開示されたことのないKPIsである場合には、発行体は可能な限り、KPIsの値に関して少なくとも過去3年分の外部検証された値を提供すべきである。

技術的な進歩と規制環境の変化にも配慮すべきである。

発行体は、KPI（s）選定の根拠及びプロセスに関する情報、及び発行体のサステナビリティ戦略又はソブリン発行体の場合には持続可能な開発政策の文脈におけるKPI（s）の位置付けを、投資家に明瞭に説明することが望ましい。

KPI（s）は明確に定義されるべきで、また、適用対象範囲（例：SPTの対象となる発行体のCO2排出量の割合）、及び、計算方法論（例：KPIsとなるCO2排出量が原単位排出量の場合はその分母の明確な定義）、ベースラインの定義に関する情報を含めるべきである。また、実現可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、又は業界基準／国際的に広く認知されたデータに対するベンチマーク化（例：SMARTの法則—具体的（Specific）、測定可能（Measurable）、達成可能（Attainable）、関連性（Relevant）があり、かつ期限設定（Time-bound）を意識して設定）がなされるべきである。

発行体はKPI（s）の選定のためのセクターガイダンスとしてKPIレジストリを参照すること、また、KPI選択を支える中核的なKPIと二次的なKPIの概念に関する詳細なガイダンスについては、KPIレジストリ内の利用者への注記（Note to users）を参照することが奨励される。

## 2 SPTsの設定

KPI毎に1つ又は複数のSPT(s)を設定するプロセスは、発行体がコミットする用意が出来ており、したがって現実的であると考えている野心度を表すことになるため、サステナビリティ・リンク・ボンドのストラクチャリングにおいて重要な要素である。

SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならない、発行体はSPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を、あるいはソブリン発行体の場合には戦略的国家開発計画又は政策を、開示すべきである。

SPTsは以下のように野心的であるべきである：

- 各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオを超えるものであり；
- 可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し；
- 企業発行体の場合には全体的なサステナビリティ／ビジネス戦略と整合し、又、ソブリン発行体の場合には持続可能な開発政策と整合し；及び
- 債券発行前（又は発行時）に設定された時間軸に基づき決定されている。

目標は複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである：

- 発行体自身の最低でも過去3年分のパフォーマンス。実現可能な場合には選択したKPI(s)に関する測定実績が、また、可能な場合には選択したKPIの将来の予測情報が望ましい。
- 発行体の同業他社。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的な位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界又はセクター基準（若しくは、ソブリン発行体の場合には比較可能な他国）と比較した相対的な位置づけ、並びに／又は
- 科学的参照。すなわち、科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式の目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）、昆明・モンテリオール生物多様性枠組等）の体系的な参照、若しくは広く認知されたBAT（利用可能な最良の技術）又は発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを決定するためのその他指標の体系的な参照

目標設定に関する開示は、以下について明示すべきである：

- 目標達成に関するタイムライン（目標確認期日／期間、トリガー事象及びSPTsの頻度を含む）；
- 関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は参照値、及びそのベースライン又は参照値が採用された根拠（日付／期間を含む）；
- 関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整が生じるのかに関する説明；
- 可能な場合には、競争又は秘密保持に配慮した上で、発行体がどのようにSPTsを達成するのか（例えば発行体のESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類、及び予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すことを通じて説明すること。またソブリン発行体の場合には、持続可能な開発政策、（紐付けられる）予算／国が決定する貢献（NDC）について説明すること。）；並びに
- SPT(s)の達成に影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することができない他の重要な要因

上記について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針又はプロセスの文脈の中で説明することが奨励される。

SLBの発行に際し、発行体が外部レビュー機関を任命し、SLBPの核となる5つの要素との適合性を確認することが望ましい（セカンド・パーティー・オピニオンの取得等）。

債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定されたKPIsの関連性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠と野心度、選定されたベンチマーク及びベースラインの関連性及び信頼性、SPTsを達成するための戦略並びに／又は政策に対する信頼性について、該当する場合にはシナリオ分析も活用しながら、評価することを奨励する。債券の発行後、対象範囲、KPIの方法論、又はSPT（s）の設定に重大な変更があった場合、発行体はこれらの変更内容について外部レビュー機関に評価を依頼することが奨励される。

セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、発行体は、KPIの方法論を検証するために組織内部の専門性を実証又は確立することが望ましい。発行体は、関連する内部の検証プロセスやスタッフの専門性も含め、そうした専門性を細かい点に至るまで十分に文章化することが望ましい。この文書は投資家に開示・説明されるべきである。

SLBPは、外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。ベストプラクティスを促進するために両原則によって制定された「[外部レビュー機関向けの自主ガイドライン](#)」は、有用な参考資料となりうる。同自主ガイドラインは、発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部レビュー機関自身のため、外部レビュープロセスに関する情報及び透明性を提供するための市場ベースでのイニシアティブである。

### 3 債券の特性

SLBの基礎となるのは、債券の財務的及び／又は構造的特性が、選定したKPI（s）が事前に定義したSPT（s）を達成するか否かに応じて変化することである。すなわち、SLBには、トリガー事象の発生に伴い財務的及び／又は構造的特性に対して何らかの影響が生じることが必要である。

利率の変動可能性が典型的な例だが、他のSLBの財務的及び／又は構造的特性の変化について考慮することも可能である。

債券の財務的及び／又は構造的特性の変化は、当初のSLBの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすべきことが望ましい。

KPI（s）の定義とSPT（s）（計算方法も含む）、並びにSLBの財務的及び／又は構造的特性の変動可能性は、債券の開示書類に含めることが必要な要素である。

SPTsが測定不可能、又は達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明すべきである。発行体は必要に応じて、KPIの測定、SPTsの再設定、及び／若しくは、ベースライン又はKPIの対象範囲に関する試算の調整に重大な影響を与える可能性のある、非常に例外的に起こり得る事象（企業発行体の場合には、重要なM&A活動を通じた対象範囲の重大な変化等）、又は、規制や技術的な環境の大幅な変化を含む極端な事象の考慮について、債券の開示書類の中で言及することを検討することも考えられる。

SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報は適切に管理されるべきである点に留意を要する。

## 4 レポートティング

SLB発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべきである：

- 選択したKPI（s）のパフォーマンスに関する最新情報（関連する場合には、ベースラインを含む）；
- SPTsに対するパフォーマンス、それによる債券の財務的及び／又は構造的特性への影響、及び、その影響が発生するタイミングを概説した、SPTに関する検証保証報告書；並びに、
- 投資家がSPTsの野心度を測るために有用なあらゆる情報（例：発行体のサステナビリティ戦略や関連するKPI／ESGガバナンスの情報の更新、又は、ソブリン発行体の戦略的開発計画及び／若しくは政策の更新、並びにより一般的なKPIs／SPTsの分析に関連する情報等）。

レポートティングは、定期的に、少なくとも年1回、並びにSLBの財務的及び／又は構造的特性の調整につながり得るSPTsに対するパフォーマンスの評価に関連する場合は随時、公表されるべきである。

ソブリン発行体については、定量的なデータを毎年入手することができない場合には、各KPIの進展の背景にある主な要因に関する説明を含めた形で、レポートを開示することを奨励する。

透明性を高めるための多くの施策が本文書全体を通じて記載されており、また明確化する目的からも、発行前・発行後開示の実施が望ましい項目又は必須項目に関するチェックリストを付録IIに示す。

## 5 検証

発行体は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、年1回、並びにSLBの財務的及び／又は構造的な特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、監査法人又はサステナビリティコンサルタントなどの関連した専門的知見を有し適格な外部レビュー機関より、各KPI値の各SPTに照らしたパフォーマンスについて独立した外部検証（例：限定的保証、又は合理的保証等）を受けるべきである。

SPTsに対するパフォーマンスに係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。

取得が望ましいセカンド・パーティー・オピニオンのような発行前の外部レビューとは異なり、発行後の外部検証はSLB原則として必須の要素である。

## 免責事項

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）は、自主的な手続きに関するガイドラインであり、その他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言（税務、法務、環境、会計、規制）を提供するものでもない。SLBPは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成するものではない。発行体は、SLBPに依存することなく、自主的かつ自らの判断でSLBPを採択し、実施するのであり、サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するSLBに係る約束や調達資金の用途を遵守しない場合、SLBの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、SLBPに示されたガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

\*\*\*\*\*

## 付録I

### 用語集

**ベースライン：**ベースラインは、固定された基準値であり、SPTの達成状況/パフォーマンス状況を測定するための比較対象値として使用されるものである。

**ベンチマーク：**ベンチマークは、パフォーマンスの測定又は比較の際に使用可能な参照値である。

**外部レビュー：**グリーンボンド及びソーシャルボンド原則の執行委員会は、外部レビューのガイドラインを策定し、その中で4つの外部レビューの種類を示している。(1) セカンド・パーティー・オピニオン、(2) 検証、(3) 認証、(4) ボンドスコアリング/格付け。SLBPは発行前のセカンド・パーティー・オピニオンの取得を推奨しているが、核となる5つの要素の1つとして検証を受けることを要求している。

**KPI：**重要な業績評価指標は、選定した指標のパフォーマンスを測定するために使用される定量可能な指標である。

**SPT：**サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットは、発行体が表明する、事前に設定した時間軸における、KPIの測定可能な改善目標である。SPTsは、野心的かつビジネス上においてマテリアルであるべきで、可能な場合にはベンチマーク化するべきで、発行体の全体的なサステナビリティ/ESG戦略全体又は持続可能な開発政策と整合的であるべきである。

**目標確認期日：**目標確認期日は、事前に設定した各SPT(s)に対する各KPI(s)の達成状況を測定する対象期間のことである。

**ターゲット（目標）設定：**ターゲット設定とは、SLBPにおいて説明されている信頼性の高いSPTを設定するための推奨プロセスのことである。

**トリガー事象：**トリガー事象とは、KPIが事前に設定したSPTに達成したかどうかを観察した結果であり、債券の財務的及び／又は構造的特性の変化を引き起こす可能性がある。

**検証：**検証又は証明は、通常、限定的又は合理的保証の形式で、関連する専門性と実績を有する独立した第三者機関によって実施される。

## 付録II

### SLBの情報開示項目のチェックリスト

以下の表は、SLB発行に際して開示することが推奨又は要求されている項目のうち、網羅的ではないものの指針となるチェックリストとして作成されたものであり、投資家をはじめとする市場関係者が求める情報の適切な透明性と調和を確保するために、発行体が比較可能な言語とデータに基づき開示内容の整合性を図るためのツールを提供することを目的としている。

開示は、債券の開示書類（ドキュメンテーション）の中に含まれる場合もあれば、適宜、フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー、発行体のウェブサイト、年次のサステナビリティ報告書又はアニュアル・レポートなどの単独の文書の中に含まれる場合もある。

SLBの発行体は、KPI値、SPTs、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こすトリガー事象、予定された発行後のレポート内容及び外部レビューの種類、SLBPとの整合性に関する情報を外部に公表すべきである。

注意:SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報の適切に管理する必要がある。

|     |        | 必要な情報                                                                                                                                                                                                                                                       | 掲載箇所                                          | 推奨vs必須 |
|-----|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
| 発行前 | 全般     | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SLB発行の理由と発行体のサステナビリティ及びビジネス戦略又は持続可能な開発政策との整合性</li> <li>✓ SLBPの核となる5つの要件との整合性</li> <li>✓ 外部レビューの種類、発行日、レビュー担当会社</li> </ul>                                                                                          | 発行前書類（フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー書類、ウェブサイト） | 推奨     |
|     | KPIの選定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ KPIの概要と定義</li> <li>✓ 選定したKPIの背景・理由（発行体のサステナビリティ戦略やマテリアリティとの関連性、NDCsなど国のサステナビリティ戦略）</li> <li>✓ （可能であれば）外部検証実施済のKPI値に係る過去3年間のトラックレコード</li> <li>✓ KPIの改善を前提としたベースライン水準の提示及びそのベースラインが採用された理由の説明（日付・期間などを含む）</li> </ul> |                                               |        |
|     | SPTの測定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SPTsの概要と定義</li> <li>✓ SPTs設定の背景（野心度合い、採用するベンチマークアプローチの説明、発行体の全体的なサステナビリティ戦略・目標又はNDCなどの国の戦略及び持続可能な開発政策との整合性）</li> </ul>                                                                                             |                                               |        |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                               |    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 目標達成に関するタイムライン（判定日、対象期間、判定のトリガー事象及び判定実施の頻度）</li> <li>✓ SPTsの達成状況に重大な影響を及ぼし得る発行体の戦略的な情報の説明</li> <li>✓ 科学的根拠に基づく、又は、業界又はセクター基準若しくは同等の国・地域を基準としてのベンチマークの採用（例：SMARTの法則—具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、かつ期限設定を意識する）</li> <li>✓ 競争及び守秘義務に配慮した上で、発行体の目標達成に向けた道筋（例：発行体〔国〕のESG戦略、又は補完的なESGガバナンス体制とESG関連の投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けた取り組みを促す主要な手段又は施策の内容、及び期待されるそれぞれの貢献、国の温室効果ガス（GHG）インベントリの隔年報告（Biennial Update Reports、以下「BURs」）を求める非附属書I国のための<a href="#">国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の報告指針</a>について可能な限り定量的に説明する）</li> <li>✓ 目標の達成に影響を与える可能性のある、予測不可能な例外事象や要素についての説明</li> </ul> |                               |    |
| 債券の特性            | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ KPI及びSPTsの定義（測定方法の説明も含む）</li> <li>✓ SLBの財務的・構造的特性の変動可能性についての詳細な説明</li> <li>✓ SPTsが測定不可能又は達成状況について十分に確認できない場合の代替方法についての説明</li> <li>✓ （必要に応じて検討）KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲に重大な影響を与える可能性のある極端な事象の発生（重要なM&amp;A活動、規制等の制度面の大幅な変更、又は異常事象の発生等）についての言及</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開示書類（例：目論見書、目論見書補足、オファリングメモ等） | 必須 |
| レポーティング          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レポーティングの掲載箇所と頻度</li> <li>✓ レポーティングの対象範囲と報告内容の粒度</li> <li>✓ 発行後の外部レビューの実施及び開示に対する同意の取得（外部検証/保証報告書の開示）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |    |
| セカンド・パーティー・オピニオン | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発行前の外部レビュー（セカンド・パーティー・オピニオン）、又はKPIのベースラインの検証に関する報告書の公表</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 外部レビュー書類                      | 推奨 |

| 発行後 |                      | 必要な情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 掲載箇所                                                          | 推奨vs必須 |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------|
|     | 全般                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レポーティング及び発行後の外部レビュー書類の公表日</li> <li>✓ 債券の識別情報: ISIN番号、発行金額、通貨、償還日及び関連するKPI・SPTs</li> <li>✓ 報告対象範囲（個別債券又は債券プログラム単位か）</li> <li>✓ 準拠するガイドライン・規制の表記</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 発行前書類（例えば、フレームワーク、投資家向けプレゼン、外部レビュー、ウェブサイト、NDCの更新、独立したSLB報告書等） | 推奨     |
|     | レポーティング <sup>2</sup> | <p>発行体は、最低で年1回、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 選定KPIのパフォーマンスに関する最新情報（ベースラインの前提条件を含む）</li> <li>✓ 投資家がSPTsの野心度合いを測るために有用ないかなる情報（発行体の最新のサステナビリティ戦略や関連するKPI/ESGガバナンス、国の戦略及び持続可能な開発政策に関する情報、またKPIsとSPTsの分析に関する情報等）</li> </ul> <p>可能な範囲で以下の情報について開示：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パフォーマンス/KPIの改善に寄与した主な要因（M&amp;A活動等も含む）についての定性的・定量的な説明</li> <li>✓ パフォーマンスの改善が発行体のサステナビリティにどのような影響を与えるのかについての説明</li> <li>✓ KPIの再評価有無、設定したSPTsの修正有無、ベースラインの前提条件やKPIの対象範囲の変更有無</li> </ul> |                                                               |        |
|     | 検証                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検証・保証報告書は一般的に公表され、SPTsの達成状況と財務的・構造的特性の変更に對する影響、及びそのタイミングについての情報を含めるべきである</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                               | 必須     |

<sup>2</sup> このチェックリストは網羅的なものではなく、特に債券の特性が変化した場合において法令又は市場ルールによって（クリアリング・ハウス、証券集中保管機関、主支払代理人等を経由して）義務付けられている報告義務を除外するものではない。